

第13号議案

平成26年度愛知県県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度愛知県県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		城 山 病 院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院			
入 院	160,600 <sup>人</sup>	67,160 <sup>人</sup>	76,650 <sup>人</sup>	56,940 <sup>人</sup>	361,350 <sup>人</sup>
外 来	154,940	62,464	49,532	101,260	368,196

2 一日平均患者数

区 分	が ん セ ン タ ー		城 山 病 院	小児保健医療 総合センター	計
	中央病院	愛知病院			
入 院	440 <sup>人</sup>	184 <sup>人</sup>	210 <sup>人</sup>	156 <sup>人</sup>	990 <sup>人</sup>
外 来	635	256	203	415	1,509

3 建設改良計画

- (1) 建設改良工事 1,252,488千円
- (2) 資産購入 1,424,758千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	34,462,031千円
第1項 医療収益	28,774,435千円
第2項 医療外収益	5,687,596千円
支 出	
第1款 病院事業費	44,565,812千円
第1項 医療費用	33,540,855千円
第2項 医療外費用	584,230千円
第3項 特別損失	10,430,727千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,515,590千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,118,034千円
第1項 企業債	1,354,000千円
第2項 他会計負担金	1,147,818千円
第3項 他会計補助金	544,000千円
第4項 国庫支出金	51,213千円
第5項 雑収入	21,003千円
支 出	

第1款 資本的支出	4,633,624千円
第1項 建設改良費	1,252,488千円
第2項 資産購入費	1,424,758千円
第3項 企業債償還金	1,956,378千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
がんセンター省エネルギー対策事業 契約	平成27年度から 平成29年度まで	4,761千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設改良費及び資産購入費
- 2 限度額 1,354,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 24,499,085千円
- 2 交際費 96千円

(他会計からの補助金)

第10条 建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、544,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,700,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	画 像 保 存 通 信 装 置	一	式
	全身用エックス線コンピュータ断層撮影装置	一	式
	遠隔操作式腔内治療装置	一	式

平成26年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第14号議案 平成26年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 426,000,000m<sup>3</sup>

3 一日平均給水量 1,167,123m<sup>3</sup>

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	1,500,057千円
------------	--------------	-----	-------------

(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、知多浄水場、豊田浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	8,390,756千円
---------------	----------------------------------	-----	-------------

(3) 施設改良事業		事業費	6,910,744千円
------------	--	-----	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収	益	37,005,937千円
第1項	営業	収	益	31,515,202千円
第2項	営業外	収	益	3,721,681千円
第3項	特別	利	益	1,769,054千円
		支	出	
第1款	事業	費		50,831,650千円

第1項 営業費用	26,268,010千円
第2項 営業外費用	5,953,041千円
第3項 特別損失	18,607,599千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,952,028千円は、当年度分損益勘定留保資金8,898,185千円、過年度分留保資金3,075,843千円及び減債積立金4,978,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	15,754,751千円
第1項 企業債	10,743,000千円
第2項 国庫支出金	1,408,134千円
第3項 工事負担金	4,923千円
第4項 受託事業収入	343,164千円
第5項 他会計出資金	2,686,848千円
第6項 他会計貸付金償還金	568,680千円
第7項 雑収入	2千円

支 出

第1款 資本的支出	32,706,779千円
第1項 建設改良費	17,109,147千円
第2項 建設利息	162,620千円
第3項 償還金	15,430,012千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
犬山浄水場始め2浄水場排水処理施設整備・運営事業契約	平成27年度から 平成48年度まで	10,690,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
高蔵寺浄水場運転管理業務委託	平成27年度から 平成31年度まで	380,498千円
尾張西部浄水場自家発電設備設置工事	平成27年度	794,157千円
知多浄水場浄水池建設工事	平成27年度から 平成28年度まで	378,000千円
豊橋南部浄水場薬品注入設備設置工事	平成27年度	159,870千円
第2犬山幹線送水管布設工事	平成27年度から 平成28年度まで	1,482,480千円
豊田広域調整池建設工事	平成27年度	95,256千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成27年度	275,420千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成27年度	641,301千円
尾張西部浄水場始め4浄水場耐震補強工事	平成27年度	687,790千円
高蔵寺浄水場自家発電設備改良工事	平成27年度	256,000千円

高蔵寺浄水場排泥池機械設備改良工事	平成27年度	60,000千円
尾張東部浄水場始め3施設計装設備改良工事	平成27年度から平成29年度まで	2,006,154千円
知多浄水場ポンプ設備改良工事	平成27年度から平成29年度まで	2,674,600千円
豊田浄水場活性炭注入設備改良工事	平成27年度	118,584千円
岡崎線耐震化送水管製作接合工事	平成27年度	248,346千円
豊川浄水場2号幹線ポンプ設備改良工事	平成27年度	97,555千円
豊橋浄水場始め3施設計装設備改良工事	平成27年度から平成29年度まで	1,171,920千円
豊橋南部浄水場1号豊橋線送水ポンプ設備改良工事	平成27年度	28,430千円
城下調整池屋根改良工事	平成27年度	176,148千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 起債の目的 | 建設事業費、施設費及び水源費特別対策支援債   |
| 2 限度額   | 10,743,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行  |
| 4 利率    | 9.0%以内  |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を |



一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 4,327,350千円 |
| 2 交際費   | 74千円        |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、175,188千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、755,000千円と定める。

平成26年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章

第15号議案 平成26年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 376か所
- 2 年間総給水量 452,040,840m<sup>3</sup>
- 3 一日平均給水量 1,238,468m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	16,297千円
(2) 施設改良事業		事業費	3,051,522千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	業 収 益	20,074,252千円
第1項 営 業	業 収 益	14,143,430千円
第2項 営 業	外 収 益	2,263,729千円
第3項 特 別	利 益	3,667,093千円
支 出		
第1款 事 業	業 費	42,479,693千円
第1項 営 業	業 費 用	11,820,031千円
第2項 営 業	外 費 用	2,466,864千円

第3項 特別損失 28,189,798千円

第4項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,192,036千円は、当年度分損益勘定留保資金5,679,307千円、過年度分留保資金982,729千円及び減債積立金1,530,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 6,495,787千円

第1項 企業債 4,170,000千円

第2項 国庫支出金 151,500千円

第3項 工事負担金 133,728千円

第4項 受託事業収入 62,771千円

第5項 他会計出資金 1,009,007千円

第6項 他会計借入金 968,779千円

第7項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 14,687,823千円

第1項 建設改良費 3,403,357千円

第2項 建設利息 140,590千円

第3項 償還金 11,138,876千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
犬山浄水場始め2浄水場排水処理施設整備・運営事業契約	平成27年度から 平成48年度まで	1,320,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
尾張東部浄水場配水ポンプ設備設置工事	平成27年度	49,000千円
尾張東部浄水場始め3施設計装設備改良工事	平成27年度から 平成29年度まで	586,057千円
知多浄水場沈澱池機械設備改良工事	平成27年度	311,034千円
鹿乗川水管橋改良工事	平成27年度	83,322千円
豊橋浄水場始め3施設計装設備改良工事	平成27年度から 平成29年度まで	380,080千円
豊橋南部浄水場薬品注入設備改良工事	平成27年度	5,130千円
尾張西部浄水場電気設備改良工事	平成27年度	634,141千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 豊川用水2期関連事業費、施設費及び水源費特別対策支援債
- 2 限度額 4,170,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行

4 利 率 9.0%以内

5 償 還 の 方 法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 1,006,264千円

2 交 際 費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、480,327千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、86,000千円と定める。

平成26年2月19日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第16号議案 平成26年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	130,600㎡
2 買収宅地	400,000㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	事業	収益	10,282,926千円
第1項	営業	収益	10,161,512千円
第2項	営業外	収益	121,414千円
支		出	
第1款	事業	費用	11,216,627千円
第1項	営業	費用	9,524,044千円
第2項	営業外	費用	1,246,603千円
第3項	特別	損失	442,980千円
第4項	予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,494,622千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		26,707,057千円
第1項 企 業 債		16,000,000千円
第2項 宅 地 売 却 前 受 金		10,395,998千円
第3項 雑 収 入		311,059千円
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		28,201,679千円
第1項 宅 地 造 成 費		17,682,400千円
第2項 建 設 利 息		514,279千円
第3項 償 還 金		10,000,000千円
第4項 予 備 費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成27年度から 平成28年度まで	106,000千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成27年度	150,000千円
豊田・岡崎地区協働方策検討調査	平成27年度から 平成30年度まで	20,000千円
豊田・岡崎地区造成工事	平成27年度から 平成30年度まで	16,150,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費  |
| 2 限度額   | 6,000,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 1,475,977千円 |
| 2 交際費   | 74千円        |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。



1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	400,000㎡

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	51,000㎡	売 却
	公 共 用 地	47,000㎡	譲 与
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	1 か 所	譲 与

平成26年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀章